

令和5年度

# 生徒心得

## 生徒証明書（カード）の取り扱いについて

- 1 生徒証明書は常に所持しておくこと。
- 2 生徒証明書を貸したり、譲ったりしないこと。
- 3 生徒証明書を紛失した時は、ただちに担任に届け出て再発行の手続をとること。
- 4 生徒証明書は、新たな手帳の交付を受けた時、転校や退学等によって学籍を失った場合は直ちに学校長に返付しなければならない。
- 5 生徒証明書の有効期限は、本年度の1箇年とする。

## 校訓

- 忠恕**・・・至誠と礼節を重んじ、敬愛と感謝の念を持ち、思いやりと協力の温かい人間関係を創ろう。  
出典と原義 『論語』：まごころと思いやり  
（自分を大切にし、人の痛みを思いやることのできるころ）
- 明德**・・・志を高く持ち、自ら考える力を養い、知性を磨き、個性の伸長に努め、自己実現に努めよう。  
出典と原義 『大学』：ひかり輝く人としての徳  
（集団を良い方向へ導くすばらしい徳性）
- 剛健**・・・苦しさ、厳しさに耐える旺盛な気力と強靱な体力を養い、自主性、自律性の涵養に努めよう。  
出典と原義 『易経』：怠ることなく努め励む心  
（努力を継続できる強い心と、その精神を育むすこやかなからだ）

## 校章

- 人を図案化したもので、外に向かって広がる三つの光芒は、忠恕・明德・剛健の校訓を表し、正しく豊かな心を持ち、未来社会を拓くに相応しい英知に富み、逞しい精神力と体力を持った若者を象徴したものである。
- 三つの光芒の間は、筑前・筑後・肥前の三国を表し、この三国が境する地に開設された高等学校を表現して、その中心に高の字を配した。

## スクールカラー

- 校庭に聳える楠を学校のシンボルとし、楠の緑をスクールカラーとした。この色は「平和」「親愛」とともに「創意工夫」「国際感覚」「万物感謝」を象徴し、若人が自己の目標に向かって情熱を傾けて高校生活を送ることを期待したものである。

## 教育目標

- 明るく豊かな心を持ち、英知に富み、たくましい精神力と強靱な体力を持った、力強く生き抜く若人の育成を目指す。

## めざす学校像

- 「師弟同行」の精神で、生徒と教師が苦楽を共にする「愛情と信頼」に満ちた明るい学校

## めざす生徒像

- 礼節を重んじ、素直で誠実な、思いやりの心を持った生徒・・・（忠恕）
- 高い志を持ち、自ら学ぶ生き生きとした生徒・・・（明德）
- 心身を鍛え、自分に負けない強い生徒・・・（剛健）

## 福岡県立 小郡高等学校校歌

野田 宇太郎 作詞  
平井 康三郎 作曲

大らかに [♩=100]

*mf*

せい しゆんのむね - ふ - く - らます - み

の りゆたかな おお - ひろの

ちくごへいやきまなかいに みくにがおかに そびえたつ

*mf*

わがまなびやの まどをひらこう - とも

よ - てきとり あかるいみらい きづくはわれら

おご - おり こう こう あいするぼこう -

### 小郡高等学校校歌

作詞/野田 宇太郎 作曲/平井 康三郎

(1)

青春の胸 ふくらます 稔り豊かな 大廣野  
筑後平野を 眼間に 三国が丘に 聳え立つ  
わが学舎の 窓を開こう 友よ 手を取り  
明るい未来 築くはわれら 小郡高校 愛する 母校

(2)

北に宝満 嶺高く 湧きて流るる 清い川  
羽ばたき渡る白鷺は 三国が丘の 純潔の  
鳥か光か 心の影か 友よ 誓おう  
真理をつねに 求むるわれら 小郡高校 聖なる 母校

(3)

古代の歴史 土に秘め 山むらさきに 藤も咲く  
ひときわ高き 楠の木に 三国が丘の 自然あり  
花もみどりも 愛の真心 友よ 情けを  
心に抱き 学ぼうわれら 小郡高校 われらが 母校

## 小郡高等学校応援歌

作 詞／岡部 はち朗

(1)

いざ 飛翔の瞬間 きたる われ 厚き雲を 破り  
三国の力 風雲の気を 味方につけよ 歴史を刻め わが母校  
忠恕 明德 剛健の 小郡 健児

(2)

いざ 頂の日 きたる われ 高き山を 越えて  
三国の剛毅 溢れる気迫 奇跡を起こせ 天にも届け わが母校  
忠恕 明德 剛健の 小郡 魂

(3)

いざ 永遠の灯 燈せ われ 続く輩の ために  
三国の厚志 光貴あふれる 絆を守れ 伝説となれ わが母校  
忠恕 明德 剛健の 小郡 永久に

## 校 時

6限校時 (月)

区 分	時 間
クラス朝礼	8:25～ 8:35
1 限	8:40～ 9:30
2 限	9:40～10:30
3 限	10:40～11:30
4 限	11:40～12:30
昼 休 み	12:30～13:15
5 限	13:15～14:05
6 限	14:15～15:05
清 掃	15:05～15:20
終 礼	15:20～15:30

7限校時 (火・水・木・金)

区 分	時 間
クラス朝礼	8:25～ 8:35
1 限	8:40～ 9:30
2 限	9:40～10:30
3 限	10:40～11:30
4 限	11:40～12:30
昼 休 み	12:30～13:15
5 限	13:15～14:05
6 限	14:15～15:05
7 限	15:15～16:05
清 掃	16:05～16:20
終 礼	16:20～16:30

## 令和5年度 校則

「忠恕・明德・剛健」の校訓の下、規律ある生活習慣を確立し、高校生活3年間を充実したものにしましょう。特に、自ら進んで挨拶をし、日頃から正しい言葉遣いを心がけるとともに、場に相応しい身だしなみや振る舞い、主体的に公衆道徳を守り責任ある行動がとれる態度を身に付けていきましょう。

以下の規則は、本校の教育目標達成のために必要な生徒の基本的生活のあり方を示すものです。小郡高生としての自覚と誇りを持ち、常に責任ある行動をとるよう心がけましょう。

### 1 服装

服装はその人の品位を表すものである。小郡高生として、制服は正しく着こなす。

- (1) 男子制服 冬服または夏服を着用する。
  - ①冬服 学校指定のものとする。ボタンはすべて留める。上着の下に指定のベスト・セーターまたは指定のカッターシャツ以外のものを着用することは認めるが、色は華美ではないものとし、上着からはみ出たり、襟から見えたりするものは着用しない。
  - ②夏服 学校指定のものとする。(半袖・長袖) 制服の下に、大きなプリントのあるものや色つきシャツは着用しない。
  - ③ベルト 黒・茶の単色のものとする。
  - ④指定ベスト・セーター 指定のカッターシャツの上に着用する。
  - ⑤靴下 白・黒・紺の無地のものとする。(ワンポイント入りは認める。)
- (2) 女子制服 冬服または夏服を着用する。
  - ①冬服 学校指定のものとする。上着のボタンを留め、リボンまたはネクタイを着用する。
  - ②夏服 学校指定のものとする。
  - ③スカート丈 冬服・夏服ともに膝がかくれる長さとする。
  - ④スラックス ベルトを着用する場合は黒・茶の単色のものとする。
  - ⑤指定ベスト・セーター ブラウスの上、ブレザーの下に着用する。
  - ⑥タイツ 黒無地のものとする。
  - ⑦靴下 白・黒・紺の無地のものとする。(ワンポイント入りは認める。)
- (3) 男女共通
  - ①防寒具 華美ではないものとし、冬服の上に着用する。
  - ②通学靴 ローファーまたはスニーカーとする。
  - ③上履き 学校指定のものとする。
  - ④体育館シューズ・運動靴 学校指定のものとする。
  - ⑤体操服 学校指定のものとする。
  - ⑥通学用バック 華美でないものとし、貴重品等を管理する上で防犯対策ができるものとする。
  - ⑦手袋・マフラー 華美でないものとする。 登下校時のみ着用し昇降口で着脱すること。
  - ⑧装身具類 ピアス、ネックレス、ブレスレット等や色が入ったメガネ・カラーコンタクトレンズの着用は認めない。

### 2 頭髪等(男女共通)

- (1) 前髪の長さは、自然におろして目にかからないこととする。目にかかる場合はピンで留める。
- (2) パーマ、カール、奇抜な髪型、染髪、整髪料、極端な眉ソリ、髪飾りについては禁止する。それらに準ずる行為も禁止する。
- (3) 化粧、マニキュア及び香水等の使用については禁止する。それらに準ずる行為も禁止する。

### 3 携帯品

- (1) 学校生活（学習・部活動など）に必要なものは絶対に学校に持ち込まない。現金については、必要最小限度の金額とする。
- (2) 校内での所持品の管理は各自の責任で行う。
- (3) スマートフォン・携帯電話を校内に持ち込む場合はスマートフォン・携帯電話に関する規定を守ること。  
なお、授業等で使用する場合は、別途、学校より指示をする。

### 4 下校時間

生徒の完全下校時刻は19時00分とする。ただし、特別に活動が許可された場合は19時30分とする。

### 5 通学上の諸注意

- (1) 常に余裕をもって登校する。無用に寄り道をしたり、不必要に飲食店に立ち寄りたりしない。
- (2) 保護者による送迎を禁止する。ただし、負傷・病気等やむを得ない場合を除く。
- (3) 駅の階段や通路、歩道で横いっぱいになり一般の方の妨げとなる歩き方をしない。
- (4) 自転車通学者  
自転車を利用する際は、道路交通法を遵守し安全に通学する。
- (5) 電車・バス通学者
  - ①昇降時は降りる人を優先、座席に荷物を置かない、大きい声で会話をしない、音を出してスマートフォン・携帯電話等を使用しない等の乗車マナーを守る。
  - ②自宅から駅等まで通学において自転車を利用する場合は各自の責任において整備を行う。
- (6) 徒歩通学者  
スマートフォン・携帯電話を使ったり、イヤホンで音楽を聴いたりしながら歩かない。
- (7) 事件や事故等に遭った場合は、直ちに警察に「110番通報」し、その後、速やかに学校に連絡すること。

**※令和2年10月より自転車保険への加入が義務化され、本校では「PTA賠償責任保険」に全員加入しているが、補償の範囲を確認し必要に応じて別途自転車損害賠償保険へ加入する。**

### 6 紛失物及び拾得品

物品を紛失、または拾得した時は直ちに担任の先生に届ける。

### 7 校外生活

- (1) 生徒証明書を常時携帯する。
- (2) 通学定期・学割・生徒証明書等の使用については規定を厳守する。
- (3) 娯楽遊技場、「居酒屋」等の飲酒・喫煙を伴う恐れのある店、その他高校生として好ましくない場所へは立ち入らない。
- (4) 友人同士での外泊は禁止する。
- (5) 無断のアルバイトは禁止する。
- (6) 本校在学中は無許可の運転免許証の取得を禁止する。自動車学校に入学（予約を含む）することも認めない。
- (7) 深夜徘徊は警察による補導対象である。深夜徘徊時に事件・事故に巻き込まれたり、問題行動に発展したりすることがあるので夜間の外出をしないこと。

### 8 その他守るべき事項

- (1) 次の行為は特別指導（停学・訓告・説諭等）の対象となる。
  - ①暴力行為 対教師、生徒間、対人、器物損壊
  - ②刑法犯行為 恐喝、窃盗、万引き、占有離脱物横領等
  - ③不良行為 喫煙（タバコ・ライター所持、同席を含む）、シンナー等薬物乱用、ナイフ等危険物携帯、性の逸脱行為、不健全娯楽、怠学等

- ④交通関係 交通違反、運転免許証の無許可取得等
- ⑤校則違反等 服装・頭髪違反の繰り返し行為（改善がみられない）、不正行為（カンニング）、無断アルバイト、指導拒否等
- ⑥いじめ行為 いじめとは生徒等に対して、該当生徒が在籍する学校に在籍している等該当生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う※心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
 ※心理的な影響を与える行為とは冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う、仲間はずれ、集団による無視をする、パソコンやスマートフォン・携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをする等をいう。  
 ※物理的な影響を与える行為とは嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたりさせたりする、ぶつかる、叩く、蹴る、金品をたかる、隠す、盗む、壊す、捨てる等をいう。
- ⑦その他、本校生として、ふさわしくない行為と学校長が認めたもの。
- (2) 校内で集会・掲示・署名・募金・印刷物配布等をする場合は事前に生徒部長の許可を受ける。
- (3) やむを得ぬ事情により、本校規定外の服等を着用する時は事前に異装許可を受ける（異装許可願）。

## 部活動心得

### 1 校是「文武不岐」

「**文武不岐（ぶんぶふき）**」という言葉は、武士教育の中で生み出された理念である。「不岐」は「分かれぬ」という意味で、表裏一体ということである。文武不岐の精神を表したものに「**文なき武は愚であり、武なき文は弱である**」という言葉がある。つまり、「文武不岐」とは「**学問も武芸もしっかり励み人格を高めなさい。**」という意味になる。「文武不岐」の精神を、小郡高校では「**学業（文）と部活動（武）に懸命に取り組むことで、人間力を養い高める。**」という意味に捉えている。「文」（学業）と「武」（部活動）は切り離して考えることはできない。「文」と「武」はひとつであり、一以之貫（いつもこれをつらぬく）姿勢が大事である。

### 2 文武不岐の基本三原則

- (1) 時を守り（時間厳守・余裕を持った行動）
- (2) 場を清め（身の回りを整理し、集中力を高める）
- (3) 礼を正す（はじめある挨拶をし、凛とした雰囲気をつくる）

### 3 三原則を身につけるための具体的約束

- (1) 開始・終了時刻を厳守する。
- (2) 部室利用は部活動時間帯のみ。（学問の時間と部活動の時間のけじめをつける）
- (3) 登下校時は必ず制服。（部活動の時間のけじめをつけるための節度作り）
- (4) 部室では絶対にスマートフォン・携帯電話を使わない。
- (5) 部室でのスマートフォン・携帯電話使用、部室内の落書きや部室（周辺）のごみの散らかし行為等、違反行為や不適切な行為があった場合は、一定期間の部活動停止、部室利用停止等の措置をとる場合がある。

## 保健室利用について

保健室は学校での病気やケガの応急処置や健康診断、健康相談、保健指導をするところである。

- (1) 保健室を利用する場合は、休み時間や昼休みに来室する。授業中やむを得ず来室する場合は、教科担当の先生から許可をもらう。
- (2) 入室時は、「クラス・氏名」を言う。
- (3) 保健室利用の際は、「保健室利用記録」に記入する。
- (4) 保健室で休養したときは「保健室来室証明書」を教科担当の先生に渡す。
- (5) 保健室閉鎖時は、担任の先生に相談する。（職員室に救急箱を置いている）
- (6) 学校管理下（授業中、部活動中、学校行事、登下校中等）での負傷で病院を受診した場合、「日本スポーツ振興センター」に治療費や見舞金を請求することができる。請求する場合は保護者と相談のうえ、保健室に連絡する。

## 体育館使用について

体育館を使用する場合は、下記の規定を厳守し規律ある態度で使用する。

- (1) 放課後は部活動の練習に使用する。
- (2) 体育館の床（フロア）に入場するときは本校が指定した体育館シューズを使用する。ただし、部活動の場合は、屋内専用シューズならば使用してよい。
- (3) 電気使用のときは本校職員が電源操作を行う。
- (4) 屋内専用ボール以外（サッカー・ラグビー・野球ボール等）の使用、火気類の使用、フロアでの飲食は禁止である。
- (5) 設備、用具等を破損したり破損を発見した場合はただちに体育教師へ届けること。
- (6) 使用後は必ず定められた方法で清掃し、用具の片付けと戸締りを徹底すること。

## 図書館利用について

### 1 館内閲覧

- (1) 静粛を保つこと。話し合いを要する勉強は、別室を使用すること。
- (2) カバン・コート類は持ち込まないで、所定の場所に置く。特に飲食物の持ち込みは厳禁する。
- (3) 本はすべて丁寧に取扱い、閲覧室で読むこと。
- (4) 読み終わった本は必ずもとの場所に納めること。分類の順序を乱さないように注意する。

### 2 貸出・返却

- (1) 貸出・返却の際は、所定の手続を行うこと。
- (2) 貸出冊数は1人につき5冊までとし、貸出期間は2週間とする。
- (3) 禁帯出の図書（館内のラベル）は外に持ち出してはいけない。

### 3 開館・閉館

- (1) 平 日一午前8時45分～午後4時45分（但し、適宜変更することがある。）
- (2) 学校の休業日は閉館する。その他、学校行事の日も閉館する場合がある。又、図書整理のため臨時に閉館するときはあらかじめ知らせる。
- (3) 長期休業日の開館日は、そのつど決める。

### 4 その他

- (1) 貸出図書を紛失した場合は、また、はなはだしく汚損して、以後の使用に堪えられないと認めた場合は、事情の如何にかかわらず、同一図書あるいは相当金額をもって弁償しなければならない。
- (2) 購入希望図書があれば、購入希望図書用紙を利用するか、又は係、各クラス図書委員に申し出ること。
- (3) 貸出中の図書を予約したい場合は予約希望カードを利用すること。
- (4) 読書相談、及び図書についての質問はカウンターに申し出ること。

## 生徒会規約

### 第1章 総則

- 第1条 本会は福岡県立小郡高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本校生徒をもって会員とする。従って全生徒は会員としての権利を有すると共に、義務と責任を全うしなければならない。
- 第3条 本会は本校の教育目標及び教育方針に則り、生徒の自発的活動を通じて自治的精神を涵養し、健全な学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会には会の正しい発展向上のための顧問を置き、その指導、助言を受けるものとする。
- 第5条 本会の役員及び活動は、すべて学校長の委任または承認によって運営される。

### 第2章 機関

- 第6条 本会には次の各機関を置く。
  - (1) 生徒総会
  - (2) 執行委員会
  - (3) 専門委員会
  - (4) 部長会（体育・文化）

第 7 条 各種会議の定足数は構成員の3分の2以上とする。

第 8 条 各種会議の議決は、出席者の過半数とする。

ただし、規約の改正・予算案の議決は3分の2以上の賛成を必要とする。

### 第1節 生徒総会

第 9 条 総会は全会員によって構成される。

第10条 総会は生徒自治の最高議決機関であり、総会で議決されたことは、すべて学校長の承認を経て効力を発する。

第11条 総会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 予算案の議決と決算報告の承認
- (3) 専門委員会の活動計画案の議決と活動報告の承認
- (4) その他生徒会に関する諸問題

第12条 総会は執行委員会がこれを主宰する。

第13条 総会は会長がこれを招集し、毎年5月及び10月に定期総会を開く。

### 第2節 執行委員会

第14条 執行委員会は生徒会の最高執行機関であり、次の各業務を執行する。

- (1) 総会並びに専門委員会に提出すべき議案作成
- (2) 議決機関より与えられた事項の執行
- (3) 部予算の立案、その他会計に関する事務
- (4) 他校との連絡、その他対外関係事務
- (5) 各種原案の作成

第15条 執行委員会は次の生徒会役員（執行部）と専門委員長及び副委員長の24名により構成される。ただし、生徒会役員（執行部）を補佐することを目的とし、必要に応じて庶務を置くことができる。

- (1) 会長 1名 副会長 1名 書記 1名 会計 1名 (庶務)  
専門委員長 10名 副委員長 10名
- (2) 会長は生徒会を代表し、生徒会の執行事項及び外部団体に対する事務はすべて会長の名において行う。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行することができない場合はその権限を代行する。
- (4) 書記長は執行委員会の会議録、及び執行記録をとり保管する。
- (5) 会計は生徒会一般の会計事務にあたる。
- (6) 専門委員長は専門委員会を招集し、議長をつとめる。
- (7) 副委員長は専門委員長を補佐し、専門委員会の運営にあたる。

第16条 生徒会役員（執行部）は本校生徒の投票によって選出する。

第17条 専門委員長（2年生10名）・副専門委員長（1年生10名）は希望者が届け出たのち、校内で協議し、選出する。

第18条 執行委員会の任期は10月1日～翌年9月30日までの1年間とする。

### 第3節 専門委員会

第19条 専門委員会とは次の各委員会の総称である。

- (1) 代表委員会・・・学級を統括し、学級活動の司会進行を行う。
- (2) HR委員会・・・HR活動の活性化を図り、運営指導にあたる。
- (3) 風紀委員会・・・会員の自覚を促し、風紀の維持・向上に努める。
- (4) 環境委員会・・・校内環境の美化に努める。
- (5) 体育委員会・・・会員の体育活動の活性化を図り、体育行事の企画・運営にあたる。
- (6) 文化委員会・・・会員の文化活動の活性化を図り、文化行事の企画・運営にあたる。
- (7) 保健委員会・・・健康診断や身体検査、その他会員の健康増進に係る活動の運営にあたる。
- (8) 図書委員会・・・学校図書館の運営に参加する。



- (9) 交通安全 委員会・・・会員に対して交通安全や駐輪指導の啓発を行う。
- (10) 家庭クラブ 委員会・・・学校や地域の生活の充実・向上を目指す実践活動の企画・運営にあたる。

第20条 専門委員会（委員長・副委員長を除く）の任期は二期制とし、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、文化委員、保健委員、図書委員、家庭クラブ委員の任期は4月1日から1年間とする。

第21条 専門委員会は各学級において選出された、それぞれの委員をもって構成する。

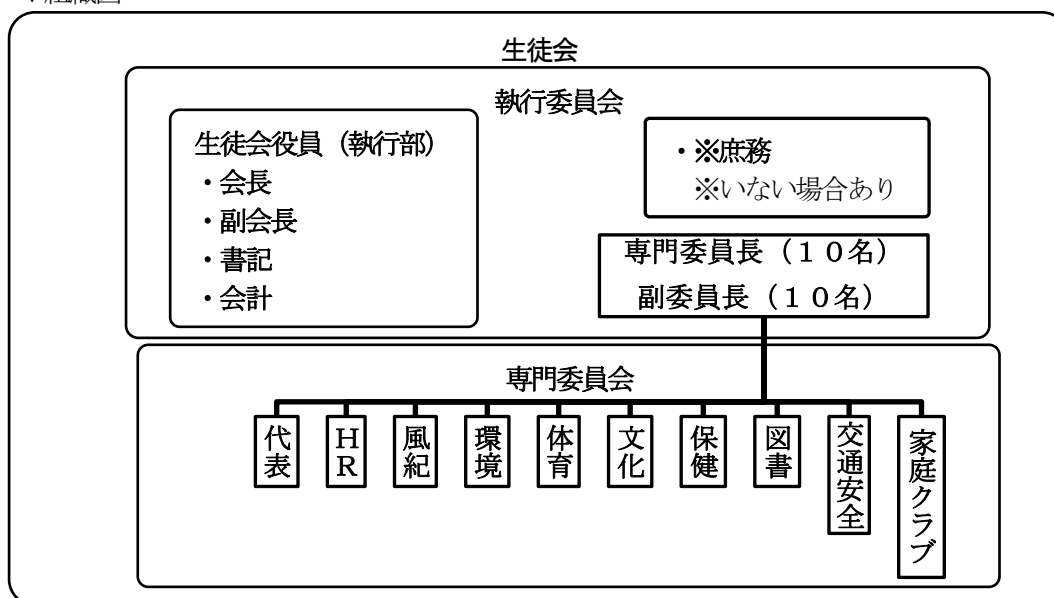
第22条 専門委員長は各委員会別に毎年4月及び9月に定期の委員会を開き、必要に応じて臨時の委員会を招集する。

### 第3章 その他

第23条 全校的行事の実施に当たっては実行委員会を置くことができる。なお、次の行事において実行委員長・副委員長を以下のようにする。

- (1) 大運動会 実行委員長：体育委員長 副実行委員長：生徒会長・副体育委員長
- (2) 三国が丘祭 実行委員長：文化委員長 副実行委員長：生徒会長・副文化委員長
- (3) 3年生を送る会 実行委員長：生徒会長 副実行委員長：副生徒会長

#### ▼組織図



事件・事故等トラブルに遭った場合は、即、その場で警察に「110番通報」し、その後、すみやかに学校に連絡すること。心配なことがある時には1人で悩まず、誰かに相談しましょう。

【連絡先】	福岡県立小郡高等学校	0942-75-1211
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
	福岡いのちの電話	092-741-4343
	子どもホットライン24	0942-32-3000
	ネットトラブル	0120-494-100 (LINEID: @968bcvax)
	福岡県相談メール	hotline24@pref.fukuoka.lg.jp